

新型コロナウイルス感染症への対応について

～市民の皆さまへのお願いとご案内～

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大する中、4月下旬、出雲市でも感染者が確認されました。

感染拡大を防ぐため、以下の点を心がけ、落ち着いた行動をお願いします。

今回は、相談窓口や個人・事業者の皆さんに向けた支援についてお知らせします。

市民のみなさんへのお願い

- ◆手洗い、咳エチケットに心がけてください！
- ◆換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面（3密）を避けてください！
- ◆不要不急の外出は控えてください！
- ◆偏見や差別的な言動に同調せず、確かな情報に基づき冷静な行動を！

相談窓口について

①感染している疑いがある場合の相談について（帰国者・接触者相談センター）

●風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

※重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある人、妊娠中の方は2日程度続いたら相談してください。

●強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

相談窓口	受付時間	電話番号
出雲保健所	8:30～21:00（土日祝日も実施） ※緊急の場合はこの限りではありません。	☎24-7028

②感染症に関する一般的な相談について

相談内容	相談窓口	受付時間	電話番号
感染症に関する健康一般相談	健康増進課	8:30～20:00 （土日祝日も実施）	☎ 21-6351 FAX 21-6965
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	平日 8:30～17:00	☎ 21-6619 FAX 21-6599
小学校、中学校に関すること	教育政策課		☎ 21-6179 FAX 21-6192
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課		☎ 21-6964 FAX 21-6413
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課		☎ 21-6514 FAX 21-6517
雇用に関すること	産業政策課		☎ 24-7620 FAX 24-7625
中小企業への支援に関すること	商工振興課		☎ 21-6572 FAX 21-6838

※感染の発生状況によって受付時間が変更になる場合があります。

■市民の皆さまへのご案内

特別定額給付金について【特別定額給付金本部】

新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急経済対策として、全国全ての人々を対象とした特別定額給付金の給付が実施されます。出雲市に住民登録のある方は、出雲市から5月21日以降、順次申請書を郵送します。

●給付対象者及び受給権者（申請者）

令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている人が対象です。
受給権者（申請者）は、各世帯の世帯主です。

●給付額 給付対象者1人につき10万円

●申請及び給付の方法

申請は申請書類の郵送を基本とし、給付は世帯主名義の銀行口座への振込により行います。市から申請書が届きましたら、振込先口座などを記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて、同封の返信用封筒（切手不要）でご返送ください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請も可能です。

●申請にあたっての注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市役所窓口での申請はお控えいただき、郵送による申請にご協力をお願いします。
- ・給付金の手続きを装った詐欺にご注意ください。

【おたずね】 特別定額給付金本部 ☎ 21-6657 FAX 21-6591
メール kyuufukin@city.izumo.shimane.jp

子育て世帯臨時特別給付金について【子ども政策課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金が支給されることになりました。給付金の支給に向けた準備が整い次第、対象の家庭にお知らせします。

●給付金算定の対象となる児童及び受給者

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。

受給者は、その対象児童の児童手当を受給している方です。

※所得制限を超えたため、特例給付（児童1人あたり5,000円）を受給している方は、本給付金の支給対象外となります。

●給付額 対象児童1人につき1万円

●申請及び給付の方法

申請については、原則不要の予定です。
(なお、辞退希望の方は、辞退届の提出をお願いします。)

●受付・給付開始日

・給付は、原則登録済みの児童手当振込口座へ振り込みます。

※給付開始日などの詳細は、後日、対象の方に郵送する案内文書でお知らせします。

なお、児童手当受給者の皆さまには、6月の現況届(20ページ)についてもご案内しています。

【おたずね】 子ども政策課 ☎ 21-6963 FAX 21-6413
メール kodomo@city.izumo.shimane.jp

■事業者の皆さまへのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援するための支援策の一部を紹介します。

区 分	制 度 名	内 容	問合せ窓口
従業員への 休業補償	(国)雇用調整助成金	休業等助成 1人1日8,330円まで 助成率は中小企業が最大 9/10 今後、最大 10/10 に拡充予定	島根労働局助成金 相談センター ☎0852-20-7029
	(国)小学校休業等 対応助成金	小学校等臨時休校で保護者である 労働者が特別の有給休暇を取 得した場合、日額8,330円を上 限に賃金相当額を助成	学校等休業助成金・ 支援金等 相談コールセンター ☎0120-60-3999
資金繰りの ための 融資を 受けたい	(国)無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス 感染症特別貸付)	前年度対比 5% 以上の売上減 限度額 中小企業 3 億円、 小規模・個人事業主 6000 万円 ※一定の条件で利子補給 3 年間	日本政策金融公庫松江 支店、市内商工会議所、 商工会
	(県)中小企業制度融資 (新型コロナウイルス感 染症対応貸付(国制度))	セーフティネット保証認定、危 機関連保証認定を受けた事業者 限度額 3000 万円 信用保証料 国・県で全額補助 ※一定の条件で利子補給 3 年間	取引先の金融機関
	(市)出雲市中小企業 信用保証料補助金	島根県制度融資のうち、補助対 象融資を利用した際に支出した 保証料の一部又は全額を補助。 (一部上限有)	市商工振興課 ☎21-6572 市内商工会議所、 商工会
売上が 大幅に 減少した	(国)持続化給付金	2020年1月～12月のいずれかの 月の売上が対前年同月比 50% 以上減となった事業者が対象。 給付額上限：法人 200 万円、 個人事業者 100 万円	中小企業金融・給付金 相談窓口 ☎0570-783183

- P2～4 に掲載した内容は、5月1日時点のものであり、変更になる場合があります。
最新の情報は、担当窓口へお問い合わせ、または、市のホームページでご確認ください。
- この他、感染症に関する情報は、市のホームページで公開していますので、ご確認ください。